

○猪名川町立幼稚園保育料徴収規則

平成27年3月26日

教育委員会規則第5号

改正 平成28年3月24日教委規則第3号

平成30年7月24日教委規則第3号

平成30年12月18日教委規則第6号

令和元年9月26日教委規則第4号

令和2年12月17日教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、猪名川町立幼稚園保育料徴収条例（平成27年条例第5号。以下「条例」という。）第2条、第3条及び第6条の規定に基づき、町立幼稚園の保育料、一時預かり保育料及びその他保護者が負担する費用（以下「保育料等」という。）の徴収について、必要な事項を定める。

(保育料等のうち保護者が負担する額)

第2条 条例第2条第2項に規定する保育料のうち保護者が負担する額は、零とする。

2 条例第2条第3項に規定する一時預かり保育料の額は、別表のとおりとする。

(保育料等の徴収方法)

第3条 保育料等は、園児の保護者から毎月徴収する。

2 園児の出席日数が、1箇月未満の場合でも、その月額を徴収する。

3 休園の許可を受けた園児が、全く出席しない月の保育料等は徴収しない。

4 一時預かり保育料は、前条第2項に規定する日額に、利用月の末日までの利用日数を乗じた額について、翌月末に徴収する。

(その他保護者が負担する費用の額)

第4条 条例第2条第4項に規定するその他保護者が負担する費用の額は次に掲げる額とする。

(1) 通園バス使用料 園児1人につき月額2,500円

(保育料等の減額、免除及び還付)

第5条 教育委員会は、経済的事情その他の事情により、特に減額又は免除の必要があると認める園児の保護者に対して、保育料等の全部又は一部を、免除することができる。

2 既に納入された保育料等は、これを還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これらの全部又は一部を還付することができる。

(減免の対象)

第6条 保育料等を減免することができる者は、経済的事情その他の理由により、特に減免の必要があると認められる者とする。

(減免する額)

第7条 教育委員会は、前条の規定により保育料等を減額又は免除する場合は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる額を減額又は免除する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受ける者
その他保護者が負担する費用の額の全額
- (2) 市町村民税の所得割課税額が0円の者
その他保護者が負担する費用の額の全額
- (3) その他教育長が特に認める者
保育料等の合計額を限度に教育長が特に認める額

(減免の申請)

第8条 保育料等の減免を受けようとする者は、猪名川町立幼稚園保育料等減免申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 経済的理由による減免の場合
猪名川町の発行する保育料決定通知書の写し
- (2) その他特別な事情による減免の場合
特別な事情を証明する書類

(減免の決定)

第9条 教育委員会は、前条に定める減免の申請に関する書類の提出を受け、減免することが適当と認めるときは、当該園児の保育料等を減免することができる。

2 前項の決定結果は、猪名川町立幼稚園保育料等減免結果通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(減免の取消し)

第10条 保育料等を減免された者が、第8条の規定に該当しなくなったときは、速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があったとき、又は第8条の規定に該当しなくなったと認めるときは、その減免の決定を取消することができる。

3 保育料等の減免の申請について虚偽の事実が判明したときは、教育委員会は当該減免の決定を取消することができる。

(保育料等の滞納に関する措置)

第11条 教育委員会は、保育料等の納入について、指定の納入期日を経過したのち、督促、催告を受けてもなお保護者が保育料等を滞納している場合は、園児の登園を停止し、若しくは園児を退園させ、又は通園バスの使用を制限することができる。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、町立幼稚園の保育料等の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(猪名川町立幼稚園保育料等の減免に関する規則の廃止)
- 2 猪名川町立幼稚園保育料等の減免に関する規則(昭和54年教育委員会規則第4号)を廃止する。

附 則(平成28年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月24日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の猪名川町立幼稚園保育料徴収規則の規定は、平成30年9月分以降の保育料に適用し、それ以前の保育料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月18日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和元年9月26日教委規則第4号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年12月17日教委規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

利用時間	一時預かり保育料(日額)
午前11時30分～午後4時30分	600円
午後1時45分～午後4時30分	200円

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

猪名川町教育委員会 様

猪名川町立 幼稚園
園 児 氏 名
住 所
保護者氏名

㊦

猪名川町立幼稚園保育料等減免申請書

年度保育料等について減免を受けたいので申請します。

減免理由

- 経済的理由による減免
- その他特別な事情による減免 (特別な事情を証明する書類を添付すること。)

様式第2号(第9条関係)

年度猪名川町立幼稚園保育料等減免結果通知書

年 月 日

猪名川町立 幼稚園
園児氏名
保護者 様

猪名川町教育委員会



さきに申請のありました猪名川町立幼稚園保育料等減免申請について下記のとおり通知します。

記

- 保育料の減免
減免の額 円減額する。(減免後の額 円)
- 一時預かり保育料の減免
減免の額 日額 円を限度として減額する。
(減免後の日額 円)
- その他保護者が負担する額(通園バス使用料)の減免
減免の額 円減額する。(減免後の額 円)
- その他保護者が負担する額()の減免
減免の額 円減額する。(減免後の額 円)
- 減免できない

(理 由)

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第9条関係）